

ディーゼルクリーン・キャンペーンの成果について

～ 黒煙測定車両2, 591台のうち14台に整備命令書交付、
迷惑黒煙通報件数46件 ～

国土交通省は、大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題が依然として残っている状況にあり、中でも大気汚染への影響度が大きいディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められていることから、警察、自動車検査独立行政法人等関係機関の協力を得て、昨年6月及び10月を重点実施期間として「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に実施するとともに、キャンペーンの啓発活動の一環として、ポスターやリーフレット等の掲示・配布を行い、次のような成果を得ることができました。

1. 街頭検査結果

重点実施期間中の街頭検査では、全国で2, 591台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。そのうち14台の車両に対し、整備命令書の交付を行いました。

また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については、640台実施（特に中部・近畿地区においては、当該検査を最重点項目として260台実施）し、その結果、不正軽油（規格外の燃料）を使用する車両が8台判明しました。

2. 迷惑黒煙通報制度結果

平成14年度より導入した迷惑黒煙の通報制度については、全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導を行うというものです。

平成22年4月から10月までの間では、全国で46件の通報があり、車両が特定された43件の自動車ユーザーに対してハガキにより自主点検を実施するよう指導を行いました。

3. 点検整備による黒煙低減効果

平成22年10月中に整備のために入庫したディーゼル車42, 614台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上低減した車両が13, 540台（全体の32%）ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に効果があることが確認されました。

4. エコドライブの普及の促進

全国で約47万枚のチラシを配布し、エコドライブの周知に努めました。

問い合わせ先

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課

電話：03-5253-8111（内線 42-523、42-524）

【自動車検査独立行政法人山梨事務所よりお知らせ】

検査機器の点検に伴う検査コースの閉鎖について

検査機器点検のため次の日程にて、検査コースを閉鎖します。
ご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◇コース閉鎖日	2月 8日（火）午前	3コース（大小兼用）
	2月 8日（火）午後	5コース（D S）
	2月 14日（月）午前	4コース（マルチ）

なお、当日は検査官の指示に従って下さい。
また、変更される場合がありますのでご了承下さい。

受検中の事故にご注意下さい！！

**検査記録を行うときは、
必ず降車して記録しましょう。**

※降車する時はギヤをN又はPレンジに入れ、サイドブレーキも確実に作動させてください。



※事故例

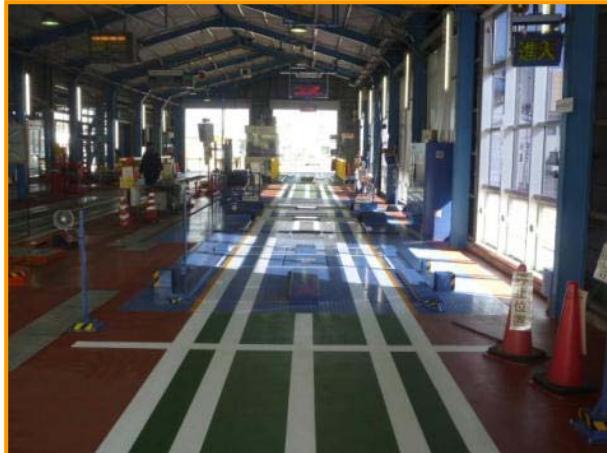
検査場において、ABS検査の記録を乗車したまま行おうと身を乗りだしていたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違え、暴走し検査ピット柵に衝突しました。

検査法人第2コース再開のお知らせ

平成23年2月から2番コース を再開します。

皆様には大変ご迷惑をおかけしていましたが、2番コース（マルチ）の老朽更新工事が完了しました。

工事期間中は、ご協力ありがとうございました。



※コース入口より
サイドスリップ検査
マルチテスタ付近



※コース出口側より
下回り検査付近

2番コースの入場可能な車両寸法は以下の通りです。

高さ 2.9m、幅 2.1m、乗車状態の軸重 2000kg 以下、
ホイールベース 1.8m から 3.2m まで

自動車税センターから納税証明書ご用意のお願い

毎年、2月～3月31日にかけては、自動車の継続検査件数が増加する時期です。継続検査の際は、お客様からお預かりした自動車の整備とともに、自動車税納税証明書（継続検査用）もご用意いただき、受検がスムーズに進むようお願いします。なお、次の場合は納税証明書のご用意がないと継続検査が受検できませんので、ご注意ください。

1 他県ナンバー又は他県からの転入車両の継続検査を受検する場合

『他県ナンバー』及び『他県からの転入車両』とともに、平成22年度自動車税を課税した他の都道府県が発行する自動車税納税証明書（継続検査用）が必要です。

他の都道府県が発行した納税証明書がない場合は、継続検査を受検することができません。

必ず、自動車税納税証明書（継続検査用）のご用意をお願いします。

【ご注意】

お手元に継続検査用納税証明書がない場合は、継続検査を受検する前に平成22年4月1日時点で付けていたナンバーの都道府県に問い合わせて継続検査用納税証明書の交付を受けてください。（郵送による交付の場合は手元に届くまでに日数がかかりますので、早めに問い合わせ願います。）

なお、「他県からの転入車両」は継続検査証などで、転入の有無や転入前ナンバーをご確認のうえ、問い合わせをお願いします。（古い自賠責保険の書類でも転入前ナンバーの確認ができる場合があります。）

2 山梨県の自動車税を銀行等で納付後、2週間以内に受検する場合

金融機関等で山梨県の自動車税を納付した場合、自動車税センターのコンピューター画面に表示されるまでに、4日から最長で2週間ほど時間を要する場合があります。

この場合の継続検査は、納税確認が長時間になったり、**納税確認ができない場合は、継続検査が受検できなくなります**ので、事前に自動車税領収書原本のご用意をお願いします。

【ご注意】

継続検査の受検前2週間以内に納税があった場合は、お客様から自動車税の領収書原本（コピーやFAXでは、納税確認できません。）をお借りして自動車税センター納税確認窓口に提示いただけるようお願いします。

【上記に関する問い合わせ先】

山梨県自動車税センター 自動車税課 管理担当
住所：〒406-8558 笛吹市 石和町 唐柏 1000-4
電話番号：055-262-4662
FAX番号：055-263-2421
納税証明書ホーマーク：http://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/jidosha_nozeikakunin.html